

## 豊かな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2026年度政府予算に係る意見書

学校現場では、教職員の多忙化・未配置の課題が一層深刻化するとともに、いじめや不登校、外国につながる子どもなど、様々な支援を必要としている子どもに対する複雑かつ困難な対応も増加している。

年度当初から、本来配置されるべき定数に対して、フルタイム勤務者が配置できず、短時間勤務者を配置せざるを得ないなど、改善の兆しを見出すことができず、結果として、子どもの学びの影響を最小限とするために、教職員の多忙化は深刻度を増している。とりわけ、中学校の美術・技術・家庭科の教員確保は喫緊の課題となっている。具体的には、中学校において各学年3学級の規模であっても、現行の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」）では、教頭を含め15.48人の配置となっており、授業時数の多い、国語・社会・数学・理科・外国語・保健体育に各2人の教員及び教頭を配置すると、13人となり、音楽・美術・技術・家庭科のすべての教科教員を配置することができなくなっている。また、単年度の予算措置である加配教員や、支援学級の担当教員の正規による配置は、対象期間が流動的で、正規教員の採用・配置を躊躇せざるを得ない状況を生み出している。少子化のもとでも、持続的・安定的に教職員を確保するとともに、すべての教科において、豊かな学びを進めるための各教科の教員免許保持者の配置を念頭に、「義務標準法」を改正し抜本的な定数改善が必要である。

さらに、過去最高となっている不登校の子どもや保護者への対応を充実させるため、相談や心のケアなどを担うスクールカウンセラー、福祉の専門性を持ち、子どもと学校と社会とのつながりを支援するスクールソーシャルワーカーは、今の学校現場に欠かせない職である。神奈川県においては、2024年度全小中学校606校に対して、スクールカウンセラーは264人の配置となっており、小学校への配置が不足し、不足分は市町村費で配置せざるを得ない状況である。また、スクールソーシャルワーカーについては50人の配置にとどまっている。それぞれの役割を發揮し、指導・相談体制を充実させるためには、国の予算において、多様な専門性を有するスタッフが、すべての学校に常勤として配置される必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、次の措置を講じられたく強く要請する。

### 1 豊かな学びの環境を実現するための教育予算増額と、複雑かつ困

難な課題に対応するための教職員定数改善を推進すること。

2 多様な専門性を有するスタッフの増員・常勤化をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日

小田原市議会

衆議院議長	参議院議長	} あて
内閣総理大臣	総務大臣	
財務大臣	文部科学大臣	